

藤沢市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について
藤沢市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を次のように制定する。

2020年（令和2年）12月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2021年（令和3年）1月1日

提案理由

この議案を提出したのは、令和2年1月17日付で文部科学省初等中等教育長から告示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」により、教育職員のサービスを監督する各教育委員会が講ずべき措置として、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則に定めることが求められたことによる。

藤沢市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、藤沢市立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の在校等時間（学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。）第4条第1項に規定する日及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第17条第2項の規定により休日勤務手当が支給される日（それぞれ代休日が指定された日を除く。）以外の日における県条例第2条第4項に規定する正規の勤務時間をいう。）を除いた時間（以下「所定の勤務時間以外の勤務時間」という。）の上限を定め、藤沢市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うことにより、藤沢市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって藤沢市立学校における教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(業務量の管理)

第2条 教育委員会は、藤沢市立学校の教育職員の所定の勤務時間以外の勤務時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、藤沢市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月において45時間
- (2) 1年において360時間

2 藤沢市立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、当該教育職員の所定の勤務時間以外の勤務時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育委員会は、当該教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月において 100 時間未満
- (2) 1 年において 720 時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月， 2 箇月， 3 箇月， 4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月あたりの平均時間について 80 時間
- (4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。